

Responsibility

コーポレート・ガバナンス	41
社会・環境への取り組み	49

コーポレート・ガバナンス

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

コーポレート・ガバナンス

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務

執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと捉え、積極的に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率：20%以上30%未満

【大株主の状況】

2010年3月31日現在

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
財務大臣	5,001,359	50.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	280,288	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	219,754	2.20
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	188,236	1.88
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託 受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	169,000	1.69
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	111,112	1.11
メロンバンクエヌエーアズエージェンツフォーイツククライアントメロンオムニバスユーエスペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	86,891	0.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	71,455	0.71
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク(常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	64,447	0.64
HSBC BANK PLC A/C THE CHILDRENS INVESTMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	62,765	0.63
計	6,255,307	62.55

(注)上記の他、自己株式が419,903株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	食料品
(連結)従業員数	1,000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	100社以上300社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

日本たばこ産業株式会社法により、政府は当社の株式を保有する義務が定められており、2010年3月末現在、政府の保有比率は50.01%となっています。

財務大臣は、日本たばこ産業株式会社法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しています。

医薬事業を営んでいる鳥居薬品株式会社(以下、「鳥居薬品」)は当社の連結子会社であり、東京証券取引所に上場しています。当社の医薬事業部門が研究開発の機能を担っているのに対して、鳥居薬品は製造と販売の機能を担っています。両社は機能の異なる事業運営を効率的に行うために協力関係を保持し、当社は鳥居薬品の独自の経営判断を妨げず、その一定の独立性確保を尊重しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由：

現在、社外取締役は選任していませんが、当社は取締役について人格、識見、経験等を勘案して適任者を選んでいます。また、社外取締役に期待される、外部的な視点からの助言機能については、当社の経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザリー・コミッティを設置し、その機能の確保に努めています。あわせて、監査役(過半数は社外監査役(3名すべて独立役員))による独立・公正な立場からの監査の実施等による、客観性及び中立性を確保した経営の監視体制を整えています。また、報酬諮問委員会やコンプライアンス委員会は専門的知見を有する外部委員を含む委員から構成しています。以上のことから、現在の体制が十分に業務執行の監視体制を果たしていると考えています。

現段階では社外取締役を選任する具体的な予定はありませんが、社外取締役の有用性、相応しい人材等については、絶えず検討していきたくと考えています。

アドバイザリー・コミッティの外部有識者

東京理科大学専門職大学院 総合科学技術経営研究科	教授	伊丹 敬之氏
京セラ株式会社	名誉会長	稲盛 和夫氏
元駐インド・中国大使／ 財団法人日中友好会館	会長代行	谷野 作太郎氏
第一生命保険株式会社	代表取締役会長	森田 富治郎氏
株式会社セブン&アイ出版	代表取締役社長	水越 さくえ氏 (7月1日就任予定)

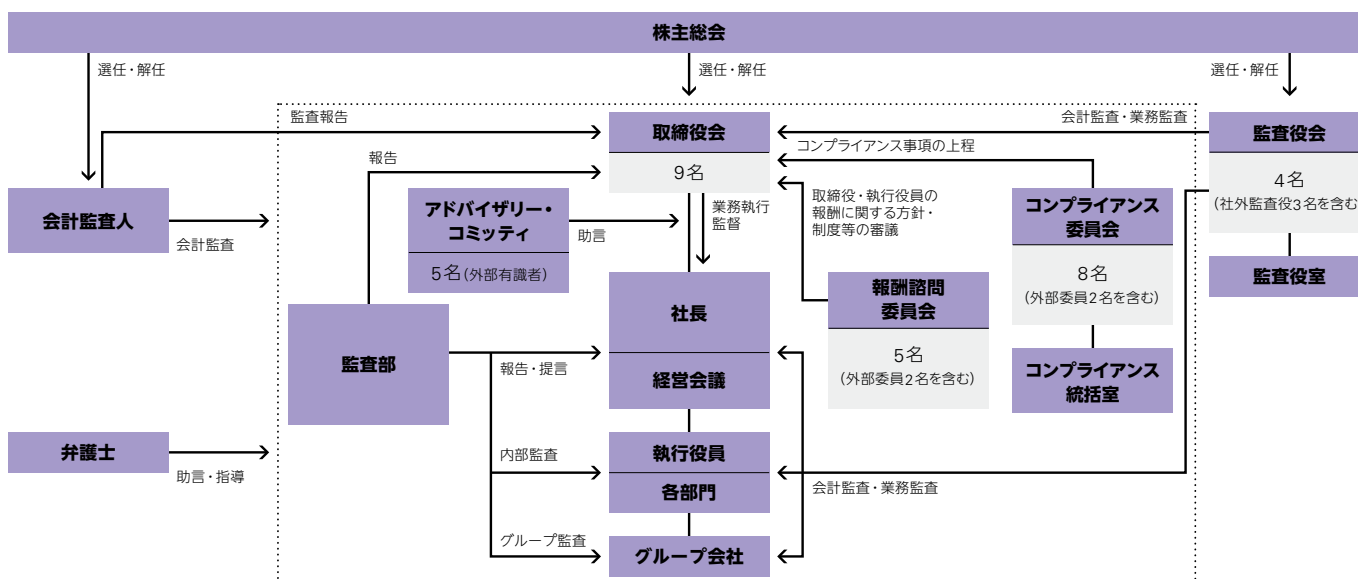
【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況：

監査役による監査と会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)による監査はそれぞれ独立して適切に実施されていますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努め、適宜、情報・意見交換を実施しています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図



監査役と内部監査部門の連携状況:

監査役による監査と監査部による監査はそれぞれ独立して適切に実施されていますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努め、適宜、情報・意見交換を実施しています。

【社外監査役に関する情報】

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

当社の社外監査役は3名であり、各界における豊富な経験と幅広い識見などを勘案して選任しています。

当社の社外監査役のうち、上田廣一氏は(株)整理回収機構の代表取締役ですが、当社と当該会社との間に取引はなく、したがって、社外監査役個人は直接利害関係を有していません。なお、その他2名の社外監査役については、該当する事項はありません。

社外監査役を含む当社の監査役は、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能を果たしています。なお、社外監査役3名すべてにおいて、本人及び近親者の属性等について一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
立石 久雄	1971年4月 大蔵省入省 1997年7月 国税庁関東信越国税局長 1999年7月 総務庁人事局次長 2001年1月 総務省人事・恩給局次長 2001年7月 財団法人地域総合整備財団 常務理事 2003年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 2005年9月 同連合会 専務理事 2007年6月 当社常勤監査役(現任)	長年の行政実務及び国家公務員共済組合連合会の常務理事、専務理事として当該団体の業務執行により培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任するとともに、本人及び近親者の属性等についても一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
藤田 太寅	1963年4月 日本放送協会入社 1990年6月 同協会解説委員 1995年1月 同協会退職 1999年4月 関西学院大学総合政策学部 教授 2005年4月 同大学総合政策学部 客員教授(現任) 2005年6月 当社監査役(現任)	日本放送協会の解説委員や大学教授として培われた豊富な経験と政治・経済等の幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任するとともに、本人及び近親者の属性等についても一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
上田 廣一	1967年4月 司法修習生 1969年4月 検事任官 2006年6月 東京高等検察庁検事長 2006年12月 定年退官 2007年1月 弁護士登録 2007年4月 明治大学法科大学院特任教授(現任) 2009年1月 株式会社整理回収機構代表取締役 2009年3月 同社代表取締役社長(現任) 2009年6月 当社監査役(現任)	法曹界における豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任するとともに、本人及び近親者の属性等についても一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

その他社外監査役の主な活動に関する事項:

2010年3月期の活動状況については、立石監査役及び藤田監査役は18回開催した取締役会及び16回開催した監査役会のうちすべ

てに出席し、上田監査役は2009年6月23日就任以降、13回開催した取締役会及び12回開催した監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、執行役員

インセンティブに関する補足説明：

取締役の報酬については、単年度の業績・中長期の企業価値と連動したものとしています。

具体的には、執行役員を兼務する取締役の報酬については、日々の業務執行を通じた業績達成を期待されることから、月例の基本報酬に加え、単年度の業績等を反映した役員賞与、中長期の企業価値と連動する株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、執行役員を兼務しない取締役の報酬については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、月例の基本報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。

役員報酬等について：

2010年3月期における役員報酬等は以下のとおりです。

〈役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数〉

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与	ストックオプション報酬	
取締役	559	383	52	123	12
監査役(社外監査役を除く)	33	33	—	—	1
社外役員	54	54	—	—	4
計	647	471	52	123	17

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しています。

2. スtockオプション報酬は、当該事業年度に支給したストックオプション報酬の総額を記載しています。

取締役報酬のうち、連結報酬等の総額が1億円以上であるものについては第25期有価証券報告書において個別開示をおこなっています。

〈役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法〉

当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・ 業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・ 中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・ 外部有識者を含む報酬諮問委員会における議論、定量的なスキーム(年額報酬枠・ストックオプション上限)の導入、客観的なデータに基づくモニタリングの継続実施により透明性を担保する

当社では、当社取締役及び執行役員における報酬の一部として、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを導入しています。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)、コーポレートガバナンス報告書
開示状況	全取締役の総額を開示、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額及び内訳

これらに基づき、役員報酬は、月例の基本報酬、単年度の業績を反映した役員賞与、中長期の企業価値と連動する株式報酬型ストックオプションの3本立てとしています。

また、報酬等の額については、株主総会で承認していただいた報酬限度額の範囲内で、外部有識者を含む報酬委員会での審議を踏まえ、取締役については取締役、監査役については監査役の協議で決定しており、役員賞与については当期の業績を勘案し、取締役会で決定しています。

監査役の報酬については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、業績連動性を重視した取締役と同様の報酬制度とはせず、基本報酬に一本化しています。

【社外監査役のサポート体制】

当社は、監査役が株主の負託を受けた独立の機関として会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に向けて取締役及び執行役員職務の執行を十分に監査することができるよう、監査役職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室の設置、情報伝達体制の整備等、適切な環境整備に努めています。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告しています。また、上記の他、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行うものとしています。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席でき、取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しています。なお、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しています。また、監査部及びコンプライアンスを統括する部署は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名等の機能に係る事項

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けています。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入し、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っています。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしています。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザリー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組みを推進しています。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っています。

当社は、監査役制度を採用し、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めています。なお、監査役 塩澤義介氏は、当社資金部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものがあります。

監査部は、内部監査を所管し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性、法令遵守及びリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っています。

また、国内・海外のグループ会社と連携を図り、グループ全体の監査体制の充実に向けた取り組みを推進しています。

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しています。

2010年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等)

五十嵐 達朗氏(5年)、桃木 秀一氏(5年)、飯塚 智氏(3年)

※()内の数字:連続して監査関連業務に社員として関与した年数

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士11名、会計士補等12名、その他9名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されていますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めています。

役員候補者の指名については、人格、識見、経験等を勘案して候補者として取締役会で決定した後、株主総会に諮っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2009年は6月1日、2010年は6月2日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2009年と2010年の株主総会につきましては、それぞれ6月23日と6月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	会社が指定する議決権行使ウェブサイトより議決権を行使する方法(E-Voting)に加え、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、証券取引所等が主催する説明会に参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、当社内や近隣施設等において説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、海外投資家向けに電話会議を開催するとともに、年数回、海外に所在する投資家を訪問し、説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等を掲載しています。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	コミュニケーション責任者のもと、IR広報部内にIR専任担当を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	JTグループミッション実現を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでおり、その活動内容について、CSR報告書を通じて毎年公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各種の会社情報の取り扱いに関する権限と責任を明確にするため、情報開示に関する規程等を定めており、適時適切な情報開示に努めています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取り組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取り組みを行ってきました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取り組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めていきます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めています。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めています。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置し、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしています。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、財務報告の信頼性の維持向上を図っています。

内部監査体制については、監査部が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に管理保存しています。

その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内の責任権限に関する規程(以下、「責任権限規程」)に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

金融・財務リスクについては、社内規程等を定めるとともに、四半期ごとに経営会議へ報告を行っています。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しています。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性和リスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っています。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しています。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っています。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っています。

全社として業務の効率性・柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しています。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めています。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しています。グループマネジメントを行うにあたって、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っています。

また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しています。

6. 監査役の職務を補助する従業員及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置き、必要に応じ監査役会と協議の上、人員配置体制の見直しを行うこととしています。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしています。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告しています。また、上記の他、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行っています。

監査役は取締役会に加え、その他の重要な会議に出席できることとし、経営会議に概ね出席しています。取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しています。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しています。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっています。

また、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりです。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、密輸や偽造等の違法取引に関与する組織とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。また、これらの活動を助長するような行為は行いません。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かいます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

上記の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は、当社の「行動指針」に明記し、社員に周知徹底しています。

社内体制としましては、本社総務部を対応統括部署と定め、全国の支店に対応責任者を配置し、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めています。

また、不当要求等に対して当社が講ずるべき措置については、企業防衛対応マニュアルに定め、全国の事業所に常備するとともに、グループ企業を含む社員等に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行っています。

社会・環境への取り組み

当社グループは、様々な企業活動を通じて社会に貢献していきたいと考えています。事業活動及び地球環境との調和を図り、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、継続的な活動に取り組んでいます。

地球環境保全への取り組み

JTグループにとって、地球環境保全への取り組みは自らの社会的責任を果たす上で不可欠な要素であり、経営の最重要課題の一つです。

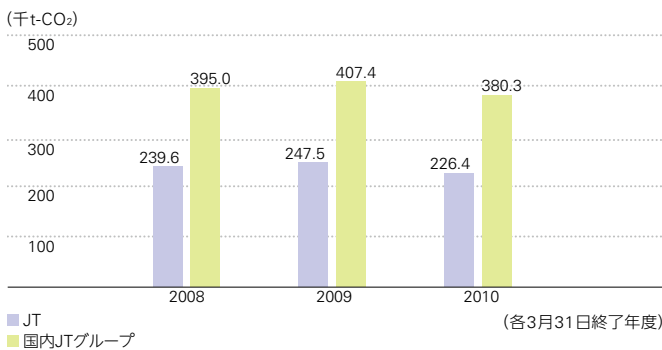
「JTグループ環境憲章」を定め、事業活動を行うすべての国や地域において良識ある企業市民として行動し、企業活動と環境との調和に向け、JTグループ全体で取り組みを推進しています。そして、「JTグループ環境憲章」の理念実現のため、具体的な環境保全活動の中期計画「JTグループ環境行動計画(2009-2012)」を策定し、各事業部門及びグループ会社がその目標達成に取り組んでいます。

グループ環境マネジメント

地球環境の保全や持続可能な資源の利用など国際社会共通の課題に対処するためには、JTグループ全体の環境マネジメントの充実・強化が急務であると認識しています。そこで「JTグループ環境行動計画(2009-2012)」では、これまでの環境マネジメント対象を国内外の連結子会社全社へと拡大し、順次、環境マネジメントシステ

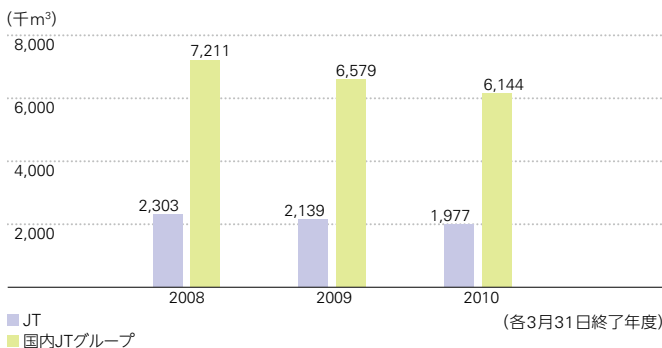
温室効果ガス排出量の推移

JT／国内JTグループ*



水使用量の推移

JT／国内JTグループ*



* 国内JTグループ：25社の実績

ムの導入を進めています。また、主要目標としている温室効果ガス排出量、水使用量、廃棄物発生量及びリサイクルの目標についても、連結子会社全社を対象を挙げ、着実な達成を目指します。

地球温暖化防止の取り組み

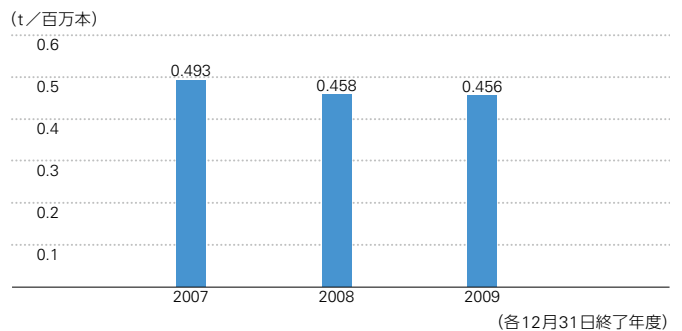
JTグループでは、2012年度における温室効果ガス排出量の削減目標を、2007年度比で総量10%と掲げ、積極的に取り組んでいます。2009年度は、工場や研究所などにおけるターボ冷凍機やエコキュートの導入・更新、空調運転の効率化などにより、JTで40.8%削減(1995年度比)、JTグループで6.9%削減(2007年度比)しました。

資源の有効利用の取り組み

JTグループでは限りある資源を大切にするため、水使用量、廃棄物発生量の削減やリサイクルに取り組んでいます。

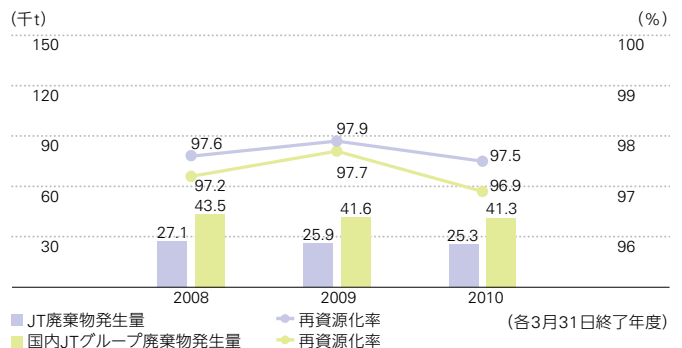
たばこ百万本当たり二酸化炭素排出量

JTI



廃棄物発生量と再資源化率の推移

JT／国内JTグループ*



社会・環境への取り組み

喫煙環境改善とマナー向上への取り組み

(この項では、日本での取り組みについて説明します)

当社は、たばこを吸われる方と吸われない方が協調して共存できる社会の実現に向けて、大人の責任と選択でたばこを選んでいただいた大切なお客様が、マナーや吸われない方への配慮を忘れることなく、自分の愛するたばこを最大限に楽しんでいただきたいと願い、様々な取り組みを進めることにより、たばこ事業を営む企業としての社会的責任を果たしたいと考えています。

様々な取り組みの一例紹介

喫煙場所設置

たばこを吸われる、吸われないにかかわらず、すべての方が心地よく共存できるよう、各自治体、駅・空港等の公共機関や施設管理者と協力して各地に様々な形で喫煙場所を設けています。



大阪府堺駅前喫煙所



たまプラーザ テラス内喫煙スペース

分煙コンサルティング

商業施設、オフィスビル、飲食店等に対して、各業態、施設の特徴や利用される方々のニーズに応じた「分煙コンサルティング」を実施しています。「たばこを吸われない方」に配慮した上で、「たばこを吸われる方」が満足いただける分煙方法についてのアドバイスや提案を行っています。

喫煙マナー広告

喫煙マナーの向上は、たばこを吸われる方一人ひとりのマナー向上が不可欠のものであると考え、身近な喫煙マナーの具体的なシーンを数多く紹介し、たばこを吸われる方にマナーについて「気づき」、「考え」、「行動」していただくことを目的に、「あなたが気づけばマナーも変わる。」という喫煙マナーキャンペーンを継続的に実施しています。



喫煙マナー広告

ひろえば街が好きになる運動

ごみを「ひろろ」という体験を通じて「すてない」気持ちを育てたいという願いを込めて、2004年5月より全国各地の催事やイベント会場等で、自治体、学校、企業、ボランティア団体等の様々な方々と「ひろえば街が好きになる運動」という清掃活動を実施しています。2004年5月の活動開始からの実施回数は、2010年4月17日現在、全都道府県で合計1,000回を突破し、1,987団体、約104万人の方々に参加・協力いただきました。



ひろえば街が好きになる運動

喫煙環境改善に向けての様々な取り組みについては、SMOKERS' STYLE ホームページで詳しく紹介しています。

HP:<http://www.jti.co.jp/sstyle/index.html>



SMOKERS' STYLE ホームページ

JTグループの社会貢献活動

JTグループでは、事業活動を行うすべての国や地域において、社会と共生する「良き企業市民」であることを目指し、「JTグループの社会貢献活動の基本方針」で重点分野を定め、社会貢献活動に取り組んでいます。

1. JTグループの社会貢献活動の基本方針

JTグループでは、社会の一員として、社会と共生する「良き企業市民」であることを目指し、継続的に地域社会に貢献し、企業の社会的責任を果たしていきます。

JTグループは、良き隣人として地域コミュニティの再生と活性化を果たすため、以下を重点分野と位置づけます。

- 「社会福祉」
- 「文化・芸術」
- 「環境保全」
- 「被災地域への支援」

JTグループでは、この重点分野の中から、自らが事業を行っている地域社会の発展に貢献するため、その地域社会において最も重要な課題について取り組んでいます。

JTグループでは、この基本方針に基づき、社員自らの社会貢献活動への参加を奨励し、地域社会との共生が図れるよう、世界中で様々な社会貢献活動に取り組んでいます。

2. 国内における取り組み

社会福祉

良き隣人として地域コミュニティの再生と活性化に貢献したいと考え、社会福祉の様々なプログラムを実施しています。

〈主な活動〉

青少年育成に関するNPO助成事業、JTアジア奨学金制度、JT将棋日本シリーズこども大会、JTほのぼのコンサート、バレーボール教室の開催、社有施設の開放



JTアジア奨学金制度



バレーボール教室

文化・芸術

JTグループでは音楽をはじめ、文化・芸術の発展や向上に寄与する活動に取り組んでいます。

〈主な活動〉

たばこと塩の博物館、音楽家の育成支援、アフィニス文化財団、JT生命誌研究館、JTフォーラム



アフィニス文化財団
(Photo: K. Miura)



たばこと塩の博物館

環境保全

JTグループは事業を支える自然への感謝と地球環境を大切に思う気持ちから、植林／森林保全活動や事業所周辺での清掃活動といった環境美化活動などに取り組んでいます。

〈主な活動〉

植林／森林保全活動、ひろえば街が好きになる運動、地域における清掃活動



植林／森林保全活動



被災地域への支援

JTグループでは、国内外の地域で災害が発生したときには、グループ各社で連携し、災害被災地への支援活動に取り組んでいます。海外被災地への支援活動については、JTI財団を通じて行っています。

社会・環境への取り組み

3. 海外における取り組み

JTグループでは、自らが事業を行っている地域社会の発展に貢献するために世界中で様々な社会貢献活動に取り組んでいます。その中心的な役割を果たしているのが、海外たばこ事業の中核として世界120カ国以上でJTグループのたばこブランドの製造・マーケティング・販売を統括しているJTIです。また、JTI独自の活動に加え、アフリカにおける植林／森林保全活動等、JTグループとして地域社会の重要課題に取り組んでいます。

JTIの社会貢献活動

JTIでは事業を行う地域の状況に合わせて、様々な社会貢献活動を行っています。活動の重点分野は、社会福祉、文化・芸術及び被災地への支援の3分野です。このうち社会福祉と文化・芸術の分野については、個々の地域・マーケットのJTI事業所及び従業員が活動・援助の中心的役割を果たしています。また、被災地の支援は国境を越えた対応となることから、主にJTI財団がその活動の中心となります。ここでは、2009年に行った活動の中から主なものを紹介します。

社会福祉

JTIは世界各地で、経済面、生活面でサポートを必要とする人々へ様々なプログラムを提供しています。国・地域によってニーズや社会的環境は異なりますが、共通する課題もあります。例えば、JTIベルギーでは、ベルギー基金と緊密に連携し、国内の高齢者をはじめとする支援の必要な人々へ無償で食事を提供するなどのサポートを行っています。

JTIロシアは、モスクワ、イエルツ、セントペテルスブルグにおいて、行政当局と協力し、退役軍人で年金生活者の方々を支援するプロジェクトを行っています。“The Silver Spring and Autumn of Hope”と言うこのプロジェクトは、高齢者に食糧、衣服、耐久消費財を支給しています。このプロジェクトの一環として、JTIは高齢者の社会文化活動への参加を支援しています。2010年には同様な支援活動をロシア国内の他の地域でも進めていきます。

また、JTIマレーシアでは、介護が必要な高齢者を支援する国内16カ所の高齢者社会福祉施設に対して、住居提供を含めた経済的

支援を行っており、JTI従業員も地域貢献の一環としてこのプログラムのボランティア活動に参加しています。

更に、JTIイギリスでは、ホームレスの方々为社会へ復帰できるよう、自立や資格取得をサポートする団体「クライシスUK」を支援しています。この支援により、同団体では読み書き・計算・コンピュータ技能などに関わる授業の開催回数をこれまでに比べて年間で800回増やすことができました。

成人に対する教育支援は、JTIがこれまでも繰り返し取り組んできたテーマです。また、世界各地から人材が集う企業として、社会の多様性の推進も取り組むべき課題の一つと考えています。

スペインでは、JTIイベリアが国立通信教育大学との協力のもと、新プロジェクト「エルメス」を立ち上げました。人口の11%以上が移民というスペインにおいて、移民の方々の社会参加をサポートする国家的取り組みを支援するものです。出身国での学位を認定したり、中断した教育の継続・修了を支援することで、社会参加の障壁を取り払い、地域社会の一員となるためのサポートをします。



JTIが支援する社会福祉のための店舗(JTIベルギー)



クライシスUKの受講生と講師(JTIイギリス)



高齢者と触れ合うJTI社員(JTIマレーシア)



成人に対する教育支援プロジェクト(JTIイベリア)

芸術・文化

英国ではJTIイギリスが、年間を通じて王立芸術院のサックラー・ギャラリーを支援しています。これにより、芸術や歴史、学術の点から見て意義のある展覧会の開催に寄与しました。2009年秋には、現代アーティストの中で最も影響力のある彫刻家のひとりアニッシュ・カプーア氏の作品展も支援しました。この作品展は多くの人を魅了し、王立芸術院における存命の芸術家としては史上最高の観客動員数となりました。

ロシアでは、ロシアが有する国家的な文化遺産の維持保存に貢献するため、2008年以降、モスクワ・プーシキン美術館のインターネット・デジタル・ライブラリー作成に協力しています。同美術館が所蔵する75万点に及ぶ収蔵品のうち、スペースの関係上、館内で一度に展示できるものはわずかです。この支援により、現在1,200点もの絵画がいつでもオンラインで楽しめるようになりました。

音楽活動についても、JTIでは国を超えてより多くの人に音楽を楽しんでもらうために、様々なサポートを行っています。名指揮者ヴァレリー・ゲルギエフ氏率いるマリインスキー劇場とJTIロシアとの長期にわたる協力関係も、その一例です。JTIは、劇場に対する支援に加えて、劇場が主催するイベント「モスクワ復活祭音楽祭」「白夜の星 国際音楽祭」に対するサポートも行っています。これらはいずれも、ロシアのみならず国外においても注目を集める文化イベントになっています。

JTIフランスは、著名なパリ・シャンゼリゼ劇場において行われたスイス国際音楽アカデミーのコンサートを支援しました。高名な日本人指揮者・小澤征爾氏率いるこのアカデミーは、世界中から若手演奏家を集め、育成しています。また、世界有数の歌劇場ミラノ・スカラ座のパートナーであるJTIイタリアは、東京で行われた「ミラノ・スカラ座2009年日本公演」をサポートしました。

文化活動支援の面では、カナダでJTIマクドナルドが日系文化会館と連携し、日本とカナダが共有する文化遺産の素晴らしさを紹介しています。両国の文化的、歴史的つながりは1880年代に始まり、現在、10万人以上の日系人がカナダに暮らしています。JTIマクドナルドは、日系文化会館を5年にわたって支援しており、この支援により伝統行事や演奏会、映画上映会、芸術・歴史の展示や語学教室など様々な催しが開かれています。



アニッシュ・カプーア氏の作品展
(JTIイギリス)



マリインスキー劇場で指揮をとる
ヴァレリー・ゲルギエフ氏 (JTIロシア)



スイス国際音楽アカデミーを率いる
小澤征爾氏 (JTIフランス)



ミラノ・スカラ座2009年日本公演
(JTIイタリア)



カナダの日系文化会館
(JTIマクドナルド)

被災地への支援

スイスに拠点を置くJTI財団は、JTIによる災害被災者の支援において重要な役割を果たしており、世界中の政府、NGOや救援組織と緊密に連携して活動しています。同財団は2009年も、世界中の被災地に対し支援を行いました。

イタリアでは、4月に発生した大地震からの復興に向け、アブルッツォ州周辺の人々を12カ月にわたって支援する政府の復興・再建プログラムに協力しました。9月には、フィリピンを襲った台風により住居を失った人々に対して、2つの主要救援組織を通じて、緊急の支援を行いました。また、多くの犠牲者を出し、甚大な被害をもたらした南インド豪雨災害では、救援物資の調達や配布に協力しました。

あわせてJTI財団は、長期的な観点からの支援活動にも力を入れています。JTI財団はトルコを拠点とする救援組織（GEA）の主たる後援団体となっています。この組織は、災害発生時に世界各地からの救援要請にいち早く駆けつける団体の一つです。

またJTI財団では、スイス連邦工科大学チューリッヒ校と4年間のパートナー契約を結びました。これは中東、コーカサス地方、北アフリカにおける地震危険度を判定する独自の統一基準の策定を支援する取り組みです。自然科学や工学、情報処理分野における最新

の知見を統合し、地震の予測やリスク評価の精度を高めることを目的としています。これにより大規模災害の発生時には、該当地域の政府や関連機関が市民の生命やインフラなどを守るため、より適切な対応ができるようになることが期待されます。



フィリピンにおける台風被災者への支援
(JTI財団・JTIフィリピン)